

北海道ウイルス性肝炎対策実施要綱

1 目的

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）及び同法第 9 条第 1 項により国が定める「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年 5 月 16 日厚生労働省告示第 160 号）」を踏まえ、北海道医療計画及び北海道がん対策推進計画（いずれも平成 30 年 3 月策定）に掲げるウイルス性肝炎対策の推進を図るため、本要綱を策定する。

2 対策の目標

肝炎ウイルス検査の受検や肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）の早期受診を促進するとともに、医療提供や相談支援の体制を整備するなど、総合的な肝炎対策を推進することにより、肝硬変または肝がんへの進行防止を図ることを目標とする。

3 事業内容

（1）肝炎予防の普及啓発

肝炎ウイルスの感染を予防するため、市町村や職域等と連携し、広く道民に対して肝炎の病態や感染経路（母子感染、乳幼児期の水平感染、ピアスの穴開け、タトゥー（刺青）及び性行為等により感染する可能性があること）などの啓発を行うとともに、肝炎ウイルス検査を受けていない道民に対する受検勧奨を行う。

（2）肝炎ウイルスの検査体制の整備

市町村や保健所における肝炎ウイルスの検査体制の整備に努めるとともに、道立保健所においては肝炎ウイルス無料検査（出張検査を含む）を実施する。

なお、無料検査の実施にあたっては、別に定める「北海道肝炎ウイルス検査実施要領」により取り扱うものとする。

（3）医療提供体制の整備

道内の 3 体育大学の病院を「肝疾患診療連携拠点病院」として指定するとともに、地域において、肝疾患に関して専門医による適切な診断治療を行う医療機関を「肝疾患に関する専門医療機関」として指定し、肝疾患の診療ネットワークを構築して、地域において患者が適切な肝疾患医療を継続的に受けることができる体制を整備する。

また、肝疾患診療連携拠点病院と連携して地域の医療従事者等を対象に連絡会や研修会を開催し、医療の均てん化や連携強化に努め、医療提供体制の整備を図る。

肝炎患者等の病状の進行を防止するため、肝炎ウイルス精密検査費用や肝炎治療に係る医療費の助成（道単独事業を含む）を行い、肝炎患者等の治療の促進を図る。

なお、助成の実施にあたっては、別に定める「ウイルス性肝炎進行防止対策精密検査費助成事業実施要綱」、「ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業（肝炎治療特別促進事業）実施要綱」及び「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱」により取り扱うものとする。

(4) 人材の育成

肝炎ウイルスの感染防止や肝炎医療、肝炎対策、各種制度等について幅広く専門的な知識を持ち、肝疾患診療連携拠点病院が行う医療従事者研修に協力しながら、肝炎の予防及び医療に携わることのできる人材の育成を行う。

また、肝疾患診療連携拠点病院と連携し、地域や職域において、肝炎の検査や治療に関する情報提供や相談助言などを行う肝炎医療コーディネーターの養成を図る。

(5) 患者等支援及び情報提供の充実

肝炎患者等が適切な医療を受け、医療費助成等を円滑に活用できるよう、道立保健所で相談支援を行うほか、肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談窓口を設置し、医療や制度に関する専門的な相談に対応するとともに、ホームページやリーフレット等を活用して、これらの情報を分かりやすく提供する。

また、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく生活できるよう、患者団体と連携を図りながら、広く道民に対し、ウイルス性肝炎の正しい知識について情報発信を行う。

4 その他

肝炎対策の指標を設定して対策の推進状況を把握するとともに、北海道肝炎対策協議会において、事業の評価を行い、その後の施策へ反映させる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。